

筑紫野警察署からのお知らせ



県内では、法律事務所等の名前を使い、**有料サイト利用料の未納金を請求するハガキやメールを送付し、架空の料金を請求する手口の二セ電話詐欺が発生しています！**

～架空請求詐欺の実例～

- ① 法律事務所等の名前を使ったハガキ（最近では、圧着ハガキを使用）を郵送し、携帯電話で利用した有料番組サイトの利用料金を請求する手口
- ② 携帯電話などに、有料動画サイトに会員登録されましたとのメールを送信し、会員登録料や、登録解除の費用等を請求する手口
- ③ 架空請求詐欺における現金等の交付方法は、最近、コンビニエンスストア等で電子マネーを購入させる送金させる手口が使われている。

きちんと手続きとっていますし、履歴も保存して…

お支払いを拒否されるのであれば、法的措置を……



～防犯ポイント～

- ◆ 身に覚えがない請求には応じない。
- ◆ ハガキやメールに記載された電話番号ではなく、インターネット等で連絡先を調べて確認する。
- ◆ 安易にメールを返信したり、リンクをクリックしない。
- ◆ 家族など身近な人や警察に相談する。



**電話でお金はすべて詐欺！
すぐに相談・110番**

